

第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業

【基本方向】 I 職業生活における女性活躍の推進

【基本施策】 I-I 雇用等における女性活躍の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会・家庭】

- ・ 家庭や地域を大切にする意識が社会全体に浸透し、職業生活と家庭生活等の両立が実現できています。

【働く場】

- ・ 長時間労働や転勤等を前提とした働き方が改善され、ライフステージに対応した多様な職業生活が営まれています。
- ・ 女性の職域拡大が進み、能力開発やキャリア形成が行われるとともに、男女が性別に関わらず個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが実現しています。
- ・ 性別による差別的取扱いや、出産・育児に対する不利益取扱いが解消し、人権尊重に基づく男女の対等な関係づくりができています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

平成26年9月に「女性の活躍推進三重県会議」を設置し、県内の女性活躍の機運を醸成するとともに、企業等における女性活躍の取組が進むよう企業の経営者や管理職、キャリアアップをめざす女性等を対象としたセミナーを開催しました。

また、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場環境づくりを促進するため、企業等が開催する研修会等に講師を派遣するとともに、企業の経営者等を対象としたセミナーや、働きながら妊娠・出産を希望する女性を対象とした座談会等を開催しました。

さらに、働く場における男女共同参画を推進するため、企業経営者や人事労務担当者等を対象として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」をテーマとしたセミナーを開催したほか、女性の再就職を支援するため、託児付きの就労支援相談を定期的にも実施するとともに、県内商業施設において出張就労支援相談を実施しました。

以上のような取組の結果、基本施策の目標項目である「女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合」は29.5%となり目標値を達成したほか、「ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合」も36.8%となるなど順調に成果が現れています。

しかし、企業等における管理職に占める女性の割合が低迷していることや、30歳代を中心に就業率が低下する「M字カーブ」が解消されないなどの課題もあります。

また、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、従業員301人以上の企業等には事業主行動計画の策定が義務付けられましたが、従業員300人以下の中小企業は努力義務とされたことから、県内の99.8%を占める中小企業等に対する働きかけが大変重要です。全国的に企業等においては、男性正社員の長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行とともに固定的な性別役割分担意識が根強く見受けられるとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの被害も発生しており、事業主行動計画の策定等により、こうした労働環境の改善が行われ、男女が共に働きやすい職場環境づくりを実現することが必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

経済団体等と連携しながら「女性の活躍推進三重県会議」への加入を企業等へ働きかけ、県内の女性活躍の機運醸成を図るとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりを実現するため、中小企業等に対して事業主行動計画の策定等を働きかけます。

また、男性を対象とした男女共同参画講座や働く女性のキャリア継続に対するモチベーション向上セミナー等を開催するなど、幅広い取組を行います。

さらに、働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で共に子育てしながら仕事を継続できるようマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組を行うとともに、長時間労働の抑制など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組、短時間勤務制度やフレックス・タイム制、在宅勤務制度などの多様な就労形態の導入に向けた啓発を行っています。

基本施策の指標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	（平成26年度） 14 団体	500 団体

施策の方向

1 女性活躍推進の機運醸成

伊勢志摩サミットの成果を受け、女性の活躍が企業、団体をはじめとするあらゆる分野で進み、これからの時代に求められる多様な生き方、働き方の実現につながるよう、一層の機運醸成を図るとともに、その取組についてはさまざまな機会を通じて県内外に広く発信し、地方から女性の活躍を推進します。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	（平成26年度） 14 団体	500 団体

施策

- (1) あらゆる分野において女性の活躍が促進されるよう、新しいロールモデルの創出に取り組みます。
- (2) 地域経済団体等と連携して、女性の活躍に取り組む企業・団体の加入のもと、女性の活躍の機運醸成に向けた取組を幅広く推進します。
- (3) 女性の活躍に向け、経営者や男性管理職の意識の醸成を促す講習会等を開催します。
- (4) SNS等を活用した女性の活躍につながる情報発信を行います。
- (5) 女性経営者等の交流の場を設け、女性の社会進出と活躍の促進を図ります。
- (6) 企業等が女性の活躍推進を計画的に進められるよう支援します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
(1) ・県内の働く場における女性のロールモデル創出に取り組みます。 ・リーダーとして活躍する女性を中心に働く女性のネットワークの拡大に取り組みます。	環境生活部 環境生活部
(2) ・「女性の活躍推進三重県会議」への県内企業等の加入促進に取り組むとともに、女性が活躍できる職場環境づくりの支援を行います。	環境生活部
(3) ・経営者や管理職等リーダー層の意識改革を促すフォーラムやセミナーを開催します。	環境生活部
(4) ・情報誌「F r e n t e」やホームページなどを活用し、働く場における男女共同参画の機運づくりを進めます。 ・働く場における男女共同参画推進のための各種情報を、ホームページ、Facebook等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信します。	環境生活部 環境生活部
(5) ・女性経営者や女性管理職等による異業種間交流に対する取組を支援します。	雇用経済部
(6) ・県内中小企業等において女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が進むよう、関係機関と連携し周知等を図ります。	環境生活部

施策の方向

2 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進

長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行を見直し、「M字カーブ問題」の解消につなげるとともに、働き方改革の推進を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合	(平成26年度) 36.8%	65.0%

- ・調査対象事業所（従業者規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した県内事業所の割合（三重県内事業所労働条件等実態調査）

施策

- (1) 経営者や管理職等を対象にした働き方改革の推進につながる講習会等の開催により、企業・団体に対する意識啓発を図ります。
- (2) 部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮し、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も上げつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ管理職を応援します。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・働きやすい職場環境づくりのため、労使団体等と連携しセミナーを開催するとともに、残業時間の削減や休暇の取得促進等に取り組む企業等を登録・表彰し、優れた取組事例を広く紹介します。 ・企業への専門家派遣による個別サポートのほか、先進企業の事例発表や意見交換を行う報告会の開催など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組が進むよう取り組みます。	雇用経済部 雇用経済部
(2) ・仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境づくりのためには、企業等の管理職への意識啓発が大切であることから、企業等における「※イクボス」の推進を応援します。 ※「イクボス」とは 職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援したり、そうした職場環境づくりに取り組む上司等（経営者、管理職等）を指します。	健康福祉部

施策の方向

3 仕事と生活の調和の推進

男女が共に仕事に達成感を感じながら家庭では子育て・介護や家事に参画し、また、地域住民としての役割を果たせるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	（平成26年度） 48.5%	55.0%

- ・在宅勤務制度、フレックス・タイム制度等多様な就業形態を導入している県内事業所の割合（三重県内事業所労働条件等実態調査）

施策

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性等について、啓発を行います。
- (2) 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を支援します。
- (3) 県が率先して「ワーク・ライフ・マネジメント」を推進し、働きやすい職場の構築に向けて計画的に取り組めます。

事業内容等	
事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方を促進するため、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の導入状況等を把握し、導入に向けた啓発を行います。 企業経営者や人事労務担当者等を対象に、長時間労働の抑制や休暇の取得促進など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナーを開催します。 	<p>環境生活部 雇用経済部</p>
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を表彰するなど、その取組事例の普及を行います。 	雇用経済部
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及促進のため、県が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組めます。 	総務部ほか 全部局

施策の方向

4 雇用環境の整備

女性が働きやすい職場環境の創出に向けた取組を推進します。

また、男性の育児参画を妨げる行為や女性の妊娠・出産に対する嫌がらせの解消に向けた職場づくりの機運醸成を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合	（平成26年度） 86.0%	90.0%

施策

- 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援します。
- マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場づくりに向け、企業等に対する啓発を推進します。
- 女性が働きやすい職場の構築に向け、制度の活用や職場づくりに取り組む医療機関の認証を行います。
- 病院内保育施設の改修や運営を支援し、医療従事者の勤務環境改善を図ります。
- 県において、柔軟な就業形態等の検討を進めます。
- 県において、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の職員向け相談窓口を設けるなど、率先してこれらの防止に努めます。

事業内容等	
事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及を図ります。 ・労働者や使用者から寄せられるさまざまな労働相談に対応するため、相談窓口を設置し、アドバイスをを行います。 ・公共工事において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」など企業の社会貢献に係る取組を評価します。 ・「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。 	<p>環境生活部 雇用経済部</p> <p>雇用経済部</p> <p>県土整備部</p> <p>出納局</p>
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規についての周知、啓発などを行うとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止等に努めます。 	<p>環境生活部 雇用経済部</p>
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が働きやすい勤務環境の改善に取り組む医療機関を認証し、ホームページ等で広く周知することで、医療機関のさらなる取組を促します。 	<p>健康福祉部</p>
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師・看護師等の子育てと仕事の両立に向け、病院内保育所の運営に対して支援します。 ・県立病院において院内保育所を設置し、看護師等の職業生活と家庭生活の両立を支援します。 	<p>健康福祉部</p> <p>病院事業庁</p>
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な勤務形態について、公務員制度改革や次世代育成支援を視野に入れ検討を進めます。 	<p>総務部</p>
<p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの外部相談窓口を設置するとともに、ハラスメント防止研修会を開催します。 	<p>総務部</p>

施策の方向

5 女性の再就職支援

出産・育児等で離職した女性に対し、相談の場を設けるとともにスキルアップや職場実習を実施し、再就職を支援します。

また、働く女性が持てる能力を十分発揮できるよう、キャリアアップにつながる支援を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」を行った企業・団体数（累計）	（平成26年度） 14 団体	47 団体

施策

- (1) 出産・育児等で離職した女性に対し、相談の場を設けるとともにスキルアップ研修や職場実習を実施し、再就職を支援します。
- (2) 関係機関と連携しながら、再就職希望者に対する相談、情報提供、紹介等のサービスを提供します。
- (3) 出産・育児等で退職した女性の医師に対する復帰支援に取り組むとともに、潜在看護職員に対する復職に向けた取組を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・結婚・出産・子育て等の理由で離職したものの、再び働くことを希望する女性に対して、就労相談や就職支援セミナーなどを通じて、女性のニーズなどを把握するとともに、離職ブランクやスキル面での不安を解消するための研修を実施し、企業とのマッチングを進め、再就職につなげます。	雇用経済部
・託児サービス付き訓練など、社会情勢の変化やニーズに対応した職業訓練の実施による能力開発を進めます。	雇用経済部
(2) ・意欲のある女性の就労を支援するため、関係機関と連携して、キャリアアカウンティング（相談対応、情報提供等）などの必要な支援を行います。	雇用経済部
・若年無業者、障がい者、母子家庭の母等、特に支援を必要とする者を対象に、企業、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により能力開発を支援します。	雇用経済部
(3) ・出産や育児等に伴い臨床現場を離れた女性医師等に対する勤務負担軽減等の復職支援や環境づくりを進めます。	健康福祉部
・出産や育児等に伴い退職した潜在看護職員に対して、就業相談を実施するとともに、再就業を促進するための研修会を開催します。	健康福祉部

【基本施策】 I-II 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 農業委員会、農業協同組合、商工団体等の方針決定の場で女性の参画が進み、地域における男女共同参画が十分に進展しています。
- ・ 農山漁村において、男女共同参画を阻害する固定的性別役割分担意識や慣行が見直され、男女が対等なパートナーとして位置づけられています。

【家庭】

- ・ 家庭的経営の自営業において、女性の果たす役割が十分に評価され、正当な収益の分配が行われています。

【働く場】

- ・ 農林水産業において、6次産業化や機械化の進展により女性の職域が拡大され、個性と能力を生かして活躍できる場が確保されています。
- ・ 女性がこれまでのキャリアを生かして起業できる環境が提供され、自らの夢や希望が実現しています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

農山漁村で男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーを認定し、リーダー養成のための支援を行うとともに、「農山漁村女性の日」に関連して「農山漁村のつどい」を毎年開催し、意識啓発に取り組みました。

また、適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画や、ワーク・ライフ・バランスの実現を進めるため、農業経営改善の一貫として、家族経営協定の締結を推進するとともに、6次産業化等の研修会を開催し、農業分野における女性の起業を促進する能力開発に取り組みました。

基本施策の指標である「1農業委員会あたりの女性農業委員数」については、担当部長の連名で女性の農業委員が複数名選任されるよう市町へ働きかけた結果、平成26年度2.28人となり目標値は達成しましたが、女性委員不在の農業委員会もあることから、引き続き市町への働きかけが必要です。

農村女性アドバイザーは高齢化等により減少傾向にあることや、漁村女性アドバイザーは認定者そのものが少ないことから、ともに新規認定者の確保に向けた取組が必要です。また、6次産業化に取り組む女性起業家の支援や当事者の視点に立った内容で起業の促進等の取組を支援する必要があります。

【第二期実施計画での取組方針】

農村・漁村女性アドバイザーの新規認定者の育成・支援を行うとともに、平成27年8月に農業委員会法が改正され、農業委員の定数が現行の半分程度となる一方、女性・青年を積極的に登用するよう明記されたことから、市町に対して女性の農業委員の任用に向けた働きかけを行います。農林水産業では、業務の特性により男女共同参画が十分進んでいない面があるため、家族経営協定締結の推進等により、男女が共に仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、6次産業化等の新しい取組を推進し、その中で女性の視点を積極的に生かすなど、女性が活躍できる場の積極的な確保等に取り組みます。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	（平成26年度） 96.6%	100%

施策の方向

1 方針決定の場への女性の参画促進

農林水産業に従事する男女に対する男女共同参画意識の普及に向けた啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の解消につなげます。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実するとともに、女性が果たす役割の適正な評価に向けた取組を推進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	（平成26年度） 96.6%	100%

施策

- (1) 農山漁村において、男女共同参画社会の実現に向けて、地域の慣行を見直し固定的な性別役割分担意識の解消につながる啓発を実施します。
- (2) 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。
- (3) 女性農業委員の更なる増加に向けて取組を進めます。
- (4) 市町や農林水産関係団体に対して、方針決定の場への女性の参画が進むよう働きかけや支援を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・ 地域における男女の固定的役割分担意識や慣習の見直しを促進するため、普及・啓発を行います。	環境生活部 農林水産部
(2) ・ 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、農山漁村の男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。	農林水産部
(3) ・ 各農業委員会における女性農業委員の増員に向け、市町に対して働きかけを行います。	環境生活部 農林水産部
(4) ・ 市町や関係団体に対し、方針決定の場への女性の参画が進むよう働きかけます。	環境生活部 農林水産部
・ 農業委員会や農業・漁業協同組合役員等に女性が参画するための意識	農林水産部

啓発を行います。 ・農山漁村女性団体間の交流・連携を進め、女性の社会参画を共通的な問題として提起します。	農林水産部
---	-------

施策の方向

2 女性が働きやすい環境の整備

農林水産業や商工業への女性の参画を促進するとともに、担い手の能力の向上を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
新たに農業経営計画を策定・実践する女性農業者数（累計）	（平成26年度） 35人	60人

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
漁村女性アドバイザー等への研修会開催数	（平成26年度） 2回	2回

施策

- (1) 女性のライフステージに対応した就農が図られるよう、多様な働き方の実現に資する取組を推進します。
- (2) 畜産に携わる女性のネットワークの強化を図るとともに、経営管理等の能力向上を支援します。
- (3) 水産業に携わる女性のネットワークを構築するとともに、女性活躍の機運醸成を図ります。
- (4) 農業・漁業経営の地域リーダーとなる農村・漁村女性アドバイザーを育成し、活動を支援します。
- (5) 商工団体等が実施する技術・経営管理能力の向上等を図る取組を支援します。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・農村女性の活躍の場が広がるよう、女性の就農や6次産業化等による起業に向けた能力開発に取り組みます。	農林水産部
(2) ・畜産に関わる女性の活躍を促進するため、畜産女性ネットワークの強化・連携および経営能力等のスキルアップを図る研修会等の実施を支援します。	農林水産部
(3) ・水産業に携わる女性たちが交流・連携し、互いの活動を発展させるためネットワーク構築等に取り組みます。	農林水産部

<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村地域の女性リーダーとして農村・漁村女性アドバイザーを認定し、育成・支援を進めるとともに、その知識や技術が活用できる機会を提供するよう努めます。 	農林水産部
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、漁業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けて、経営能力・生産技術等の向上を図る研修等を実施します。 	農林水産部
<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体に対し、生産や経営に関する能力向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。 	雇用経済部

施策の方向

3 家族的経営における働きの評価と仕事と生活の調和の推進

家族的経営の自営業において、女性がその働きに応じて適正な評価を受け、男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう支援します。

また、農林水産業に従事する男女が、事業活動と家庭生活の両立できる環境づくりに向けた取組を推進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
家族経営協定締結農家数	（平成26年度） 361戸	400戸

- ・ 家族経営協定を文書により締結している農家数

施策

- (1) 各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の普及等必要な支援を行います。
- (2) 農林水産業に携わる人びとへ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が普及するよう啓発を行います。
- (3) 酪農ヘルパー制度等の労働力補完システムの利用促進を図ります。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、家族経営協定の締結を推進します。 	農林水産部
<ul style="list-style-type: none"> ・農業・漁業協同組合、森林組合の正組合員の女性割合を把握した上で、自営業における女性従事者の経営への参画を促進していきます。 	農林水産部
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業および農村において6次産業化等による起業支援などの女性農業 	農林水産部

者の能力開発の中で、家族従事者の今後の働き方について学ぶ機会を提供します。	
(3) ・適切な労働時間や休日の確保等就業環境を整備するため、酪農ヘルパ一制度の利用を促進します。	農林水産部

施策の方向

4 起業家等に対する支援

男女の起業等を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言等を実施します。特に女性の起業が促進されるよう、必要な支援に努めます。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
女性起業数（年間販売額1千万円以上）	（平成26年度） 17 経営体	22 経営体

- ・農村女性による農林漁業関連の起業活動について、年間販売金額1千万円以上の経営体数

施策

- (1) 商工業を始める人びとに対して、情報や研修の機会を提供するなど支援に努めます。
- (2) 商工団体等が実施する起業家に対する研修等の支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。
- (3) 農林水産業に就こうとする人びとに対して、情報提供や職業体験の機会の提供を行うなど支援に努めます。
- (4) 女性アスリートの発掘・育成に関して、関係機関と連携して取り組みます。
- (5) 女性アスリートのからだやこころの変化に柔軟かつ継続的に対応できる知識を身につけ、充実した競技生活へつなげられるよう、アスリート、保護者、指導者等に対する研修の実施などの支援に努めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・新たな事業を構想する人びとや経営の初期段階にある人びと等に対して、起業に関する各種情報や研修の機会を提供するなど支援に努めます。	雇用経済部
(2) ・商工団体が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。	雇用経済部
(3) ・農山漁村の女性が6次産業化等で起業しやすいよう、研修会等を通じて、取組事例や各種支援制度の紹介などの情報提供や能力開発を行います。	農林水産部
・農林水産業に就こうとする人びとに対し、情報提供や職業体験の機会	農林水産部

<p>の提供を行います。</p> <p>(4) ・国等関係機関と連携し、女性アスリートの発掘・育成・強化に取り組めます。</p> <p>(5) ・女性アスリートが主体的に競技に取り組めるよう、相談窓口の開設や指導者を対象にした研修会の実施等の環境づくりを進めます。</p>	<p>地域連携部</p> <p>地域連携部</p>
--	---------------------------

【基本施策】 I-III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 子育て、介護等と職業生活の両立の重要性が地域社会で十分認識されています。

【家庭】

- ・ 子育てや介護に関して、十分に社会的支援を受けられる環境が実現されるとともに、男女が互いに十分理解しあいながら共に参画しています。

【働く場】

- ・ 働く場において、家庭や地域生活との両立が大切であるとの意識が浸透し、多様な働き方が選択できる環境が実現されています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

地域における子育てを支援するため、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブの運営に係る経費の一部助成、低年齢児保育、延長保育等の多様な保育への支援を行うとともに、老人福祉施設等への支援や介護支援専門員への研修を行うなど介護サービスの環境充実に取り組みました。

今後は、家庭や地域における役割やその負担が男女のいずれか一方に偏ることなく、必要な社会的支援を受けながら男女が協力してその責任を果たし、バランスのとれた生活を送ることができるよう、引き続き社会制度や慣行の見直しに向けた啓発等に取り組むとともに、保育サービスや介護サービスを充実させる必要があります。

【第二期実施計画での取組方針】

仕事と子育て等を両立できる環境整備を進めるため市町等とのさらなる連携を図るとともに、働く場において育児休業等の制度利用が進み、男性が子育てに参画しやすくなるよう企業等に対して働きかけます。

子育てに関する相談や支援体制の充実を図るなど、ニーズに応じた多様な保育サービスの充実に努めます。また、介護保険制度の円滑な運営に向けた支援の取組を継続するため、啓発や医療・介護の連携、地域での相談体制の整備など総合的な取組を進めます。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎保育所の待機児童数	（平成26年度） 48人	0人

施策の方向

1 多様なニーズに対応した子育て支援

子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

- また、職業生活と家庭生活との両立に資するよう、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター等の運営を支援します。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎放課後児童クラブの待機児童数	（平成27年度） 86人	0人

- 施策**
- (1) 待機児童解消に向け、保育の需要見込みに対応した施設整備や保育士確保対策を市町と連携して進めます。
 - (2) 子育て家庭の多様なニーズに対応した、延長保育や病児保育等の保育サービスの充実を支援します。
 - (3) 幼児教育と保育の機能を併せもつ認定こども園の整備を支援します。
 - (4) 子の小学校入学後も引き続き働き続けられるよう、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ等の運営を支援します。
 - (5) 地域における子育ての相互援助活動として行われるファミリー・サポート・センターの運営を支援します。
 - (6) 育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルの育成活動に取り組む地域子育て支援拠点を支援します。
 - (7) 子育て支援に従事する職員の処遇改善を図る取組を支援します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
(1) ・待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援します。	健康福祉部
(2) ・子育てと仕事の両立支援のため、保育ニーズに対応する取組への支援を行います。 ・医療関係の専門職員が対応する小児夜間医療・健康電話相談を実施します。 ・幼稚園の教育時間終了後も園児が幼稚園内で過ごすことができる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対して、助成を行います。	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
(3) ・幼稚園・認定こども園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）および小規模保育等への給付（地域型保育給付）を行い、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。	健康福祉部
(4) ・子どもたちに放課後の適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を設置・運営する市町を支援します。	健康福祉部
(5) ・仕事と家庭の両立支援および地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの機能の強化に向け市町への働きかけを行い	健康福祉部

<p>ます。</p> <p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援の中核となる地域子育て支援センターの運営を補助し、子育て家庭の交流、相談事業活動を行う市町を支援します。 ・親同士が子育てについての悩みや思いを語り合い、不安等を軽減できるよう市町と連携しワークショップの開催等を行います。 ・市町が行う子育て、児童相談について、その相談体制等を支援します。また、児童相談所は心理学的検査、精神医学上の判定など専門的な支援を行います。 ・「県総合教育センター」の相談窓口で、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、子どもの心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。 <p>(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士の現場復帰支援や新任保育士の就業継続支援を実施し、保育士確保および資質向上に向けた取組を進めます。 	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>教育委員会</p> <p>健康福祉部</p>
--	--

施策の方向

2 男性の育児参画の推進

働く場で育児休業等の制度利用が進むなど、男性が子育てに参画しやすくなる環境づくりを推進するとともに、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数（累計）	（平成26年度） 19企業・団体	（平成31年度） 300企業・団体

施策

- (1) 啓発等の取組を通じて、男性の育児参画に係る機運の醸成を図ります。
- (2) 仕事と子育てを両立している男性を応援する取組を行います。
- (3) 働く場において男性の育児参画を妨げるパタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発を促進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や地域社会の中で男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう普及啓発や人材の育成のほか、イクボスの推進など企業等への働きかけを進めます。 ・男性職員の育児参画を促すため、各種制度の周知や男性が育児に積極 	<p>健康福祉部 環境生活部</p> <p>全部局</p>

<p>的に参画する意識の醸成を図るとともに、職場における環境づくりに努めます。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜く力を育てることを大切に考えて、男性が積極的に育児に参画することを応援するため「みえの育児男子プロジェクト」として、さまざまな取組を実施します。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促すため、啓発用パンフレット等を配布しハラスメント防止に取り組みます。 	<p>健康福祉部</p> <p>環境生活部</p>
--	---------------------------

施策の方向

3 介護を支援する環境の整備

介護離職を防止し仕事と介護の両立につなげるため、介護サービスの充実を図ります。また、介護に関する制度の周知や相談・支援体制の整備を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数)	(平成26年度) 863人	0人

- ・ 県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）施設整備定員数（累計）	(平成26年度) 9,643床	10,647床

施策

- (1) 特別養護老人ホーム等の施設整備や在宅サービスの充実を市町と連携して進めます。
- (2) 介護に関するさまざまな情報を積極的に提供します。
- (3) 介護保険に関する苦情・相談の実施に対する支援を行います。
- (4) 介護に従事する職員の資質向上に取り組むとともに、処遇改善を図る取組を支援します。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県高齢者福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を図るため、施設サービス等の基盤整備を進めます。 	<p>健康福祉部</p>

<p>また、市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援します。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアを推進するため、その中核となる地域包括支援センターの機能強化を支援するとともに、在宅医療・介護連携や生活支援サービスの整備等の取組を支援します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境等の理由により自宅で生活が困難な高齢者のための軽費老人ホーム等の運営を支援します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態になることを予防するために、市町が行う介護予防の取組や生活支援等の地域支援事業を支援します。 	健康福祉部
<p>(2)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者、介護保険施設等の情報を公表し、高齢者がよりよいサービスを選択できる環境づくりを進めます。 	健康福祉部
<p>(3)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の保険者である市町および広域連合が介護保険制度を円滑・安定的に運営できるよう支援します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・三重県国民健康保険団体連合会等により、介護に対する苦情や相談に対応するとともに、苦情・事故発生時の対応マニュアルを活用して、市町が行う相談・苦情処理に対する支援を行います。 	健康福祉部
<p>(4)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するため、介護支援専門員実務研修受講試験および実務研修を実施します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員に対する研修を実施します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の視点に立った質の高い介護サービスを提供できる人材育成を進めます。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における高齢者虐待の防止を支援するために市町職員等の研修および事例検討会等を実施します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士修学資金等の貸付や地域医療介護総合確保基金などを活用し、介護職場への新たな人材の参入促進、介護職場での労働環境の改善等を図る取組を支援します。 	健康福祉部

【基本方向】II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

【基本施策】II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 社会のあらゆる分野において女性の指導的地位に占める割合が大きく向上しています。
- ・ 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- ・ 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

【働く場】

- ・ 男女の区別なく職域拡大が図られ、管理職等の指導的地位に占める女性の割合が大きく向上しています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、委員の男女構成が均衡するよう、委員選任時における事前協議や働きかけを行った結果、男女のいずれか一方が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の割合は66.7%となり、施策の方向の目標値を概ね達成することができました。

また、適性や経験を生かせる職や多様な知識や経験を身につけることができる職への女性職員の配置を行うとともに、管理職への女性職員の積極登用を推進する項目を人事異動方針に掲げる等により、県の管理職に占める女性の割合は8.7%となり、目標値を達成しました。

市町に対しても、審議会等における女性委員の割合を高めるよう働きかけるとともに、担当職員に対する研修機会の提供や男女共同参画に係る基本計画の未策定団体への支援を行った結果、県内全市町において基本計画が策定されました。

また、平成26年度には、県内の女性活躍の機運を醸成するため、経済団体等と連携し「女性の活躍推進三重県会議」を発足させ、賛同していただける企業・団体等を募集するとともに、経営者向けのセミナーや働く女性のキャリア継続に対するモチベーション向上セミナー等を実施しました。

これらの取組により、政策・方針決定過程における女性の参画は一定の進展が見られるものの、依然として女性の割合が低いままの分野もあることから、引き続き、取組を進める必要があります。また、基本施策の目標項目である「県・市町の審議会等に占める女性委員の登用率」の目標が未達成であることから、市町への女性委員の割合を高める働きかけが必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

平成28年3月に全部改正した「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、男女のいずれか一方が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の割合をさらに高めるため、審議会等の委員選任に係る事前協議を周知徹底します。

県においては、女性職員の活躍につながる研修の実施、能力・意欲・適性に応じ幅広い職務を経験できるような職員の配置および次世代育成支援等により、女性職員の管理職への登用を進めます。

市町に対しては、県が行っている事前協議等に関する情報提供や担当者会議等を通じて女性委員の割合を高めるよう働きかけるとともに、事業者等に対しても「女性の活躍推進三重県会議」を中心に女性活躍の機運の醸成や女性が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。

基本施策の指標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	（平成27年度） 26.5%	30.0%
<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法（第202条の3）に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合 		

施策の方向

1 県の審議会等委員への女性の参画

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会等委員への女性の参画を促進します。

また、女性の人材情報の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成を促進します。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
県の審議会等における女性委員の割合	（平成28年2月） 31.6%	40.0%

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	（平成28年2月） 61.2%	66.7%

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
県の審議会等において女性委員が選任されていない審議会等の数	（平成28年2月） 4	0

施策

- 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」等を活用しつつ、女性委員の割合が増えるよう計画的に取り組みます。
- 委員構成の見直し、団体推薦等による女性委員の登用、公募委員制の拡大等、男女が参画しやすい仕組みづくりを進めます。
- 個人情報保護に配慮しつつ、女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
(1) <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成28年3月全部改正）に基づき、県の審議会等への委員の選任にあたり、女性委員の割合を高めるとともに、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう努めます。 	全部局

<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度に基づく事前協議の徹底や選任手続にかかる進捗状況の確認を行うことで、委員構成の見直し、公募委員枠の導入促進、関係機関への働きかけなど男女が共に審議会等に参画しやすい仕組みづくりを進めます。 	<p>全部局</p>
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に配慮しつつ、整備した人材リストのデータの更新を行い、全部局で活用を図ります。 	<p>環境生活部</p>

施策の方向

2 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と成績主義の原則に留意しつつ、女性の採用、管理職等への登用、職域の拡大を計画的に進めます。

そのため、能力開発の研修を実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
管理職への女性職員登用率	（平成27年4月1日） 8.7%	（平成32年4月1日） 10.0%

・教員および警察職員を除く

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
本庁知事部局における管理職への女性職員登用率	（平成27年4月1日） 8.0%	（平成32年4月1日） 30.0%

・教員および警察職員を除く

施策

- (1) 職員採用試験受験者に女性が増えるよう、仕事と家庭の両立を支援する各種制度の紹介等の情報提供を行います。
- (2) 女性職員の積極的な登用の方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。
- (3) 職員の個性と能力が十分発揮できるよう、採用から管理職登用に至る各ステージに応じて多様な能力開発の研修を計画的に実施します。
- (4) 企画・事業部門をはじめとする幅広い職務を経験できる職への配置を行い、女性職員の管理職への登用に向けた育成を図ります。
- (5) 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験受験者に女性が増えるよう、仕事と家庭の両立を支援する各種制度の紹介等を、ホームページ及び説明会等を通じて継続的に行 	<p>人事委員会</p>

<p>います。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法にかかる特定事業主行動計画に基づき、管理職に占める女性職員の割合を高める方針を明確にし、取組の実施状況等について公表します。 ・女性活躍推進法にかかる特定事業主行動計画に基づき、女性警察官に占める女性の幹部警察官の割合を高める方針を明確にし、取組の実施状況等について公表します。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の活躍につながるテーマの研修の実施等、職員に能力開発の機会を提供します。 <p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人づくり基本方針に基づき、組織全体でより積極的に職員に働きかけるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。 ・県の外郭団体等において、女性職員の採用・配置・活躍に配慮がなされるよう働きかけます。 <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。 	<p>総務部 教育委員会</p> <p>警察本部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>関係部局</p> <p>総務部 環境生活部</p>
--	---

施策の方向

3 市町等への働きかけ

市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための計画策定支援等、市町の状況に応じた支援を行います。

また、企業、団体、教育・研究機関等の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
審議会等において女性委員の割合を高める取組を進めている市町の割合	（平成27年度） 8市町	29市町

施策

- (1) 市町における政策・方針決定過程への男女共同参画について、理解が進むよう積極的に働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための計画策定の助言等、市町の状況に応じた支援を行います。
- (2) 県および市町の審議会等委員に占める女性の割合の状況等について、情報を提供します。
- (3) 企業、団体、教育・研究機関等に対して、方針決定の場における男女共同参画の推進に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。

事業内容等	事業内容	担当部局
	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、さまざまな機会を活用して、市町との情報提供や意見交換を行います。 ・市町における男女共同参画に関する職員研修等を実施して支援します。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町における審議会等における女性委員の割合が高まるよう、人材に関する情報提供を行います。 ・市町の審議会等における女性委員の占める割合、女性の参画促進のための取組を調査するとともに、情報提供や働きかけを行います。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等における自主的な男女共同参画の取組が進むよう、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「フレンテトーク」等を行います。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>

【基本施策】 II - II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 固定的な性別役割分担意識や性差による偏見が解消され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- ・ 学校等において男女共同参画に関する教育を受ける機会が保障されるとともに、性別に関わりなく、一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育てる進路・就職指導が行われています。
- ・ 生涯を通じて男女共同参画に関する学習環境が提供され、阻害する要因となっている社会制度や慣行が大きく見直されています。

【家庭】

- ・ 家庭内で男女共同参画の大切さが共有され、協力しあう家族の形態が次世代に受け継がれています。

【働く場】

- ・ 男女が共に仕事と生活を両立できる環境の実現に向けた機運が、職場内で醸成されています。
- ・ 企業等において、研修や学習が十分行われることで、経営者や管理職の多くを占める男性の意識改革が図られています。併せて、長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行が大きく見直されています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

男女共同参画の推進拠点である三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町や関係機関・団体等と連携して、男女共同参画フォーラムや各種セミナー等を実施するとともに、地域で男女共同参画を推進できるリーダーを養成する講座や男性を対象とした講座を開催するなど、男女共同参画意識が幅広く普及するよう取り組みました。

学校においては、リーフレットやインターネットを活用した研修（ネットDE研修）などによる教職員を対象にした研修を実施するとともに、児童生徒に対しても授業の中に男女共同参画の視点を位置づけた指導を行うなど、学校における男女共同参画教育を推進しました。

また、事業者等に対しては、男女共同参画等に関する研修の支援を行うとともに、男性の育児参画を推進する普及啓発等の取組を連携協働しながら実施しました。

しかし、平成27年度に実施した「県民意識と生活基礎調査」においては、前回調査に比べ「男は仕事、女は家庭」等の性別役割分担意識は徐々に薄くなっているものの、社会生活における男性優遇感は依然として根強く残っているとの結果もあることから、引き続き男女共同参画意識の普及に取り組む必要があります。

また、男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合は、比較的高い割合で推移しているものの伸びがみられない状況にあることから、実施にあたっては、多くの教職員が受講できるよう工夫するとともに、受講者アンケート等により研修内容の改善が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町や関係機関・団体等と連携しながら、社会情勢や県民・企業等のニーズに応じたセミナー等を実施するとともに、地域における男女共同参画を推進できる人材育成や男性を対象とした講座を開催するなど、男女共同参画意識が県民

に普及するよう取り組みます。

学校においては、引き続き教職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施するとともに、各教科や総合的な学習の時間等に男女共同参画の視点を位置づけ、児童生徒の理解が深まる教育を実施します。また、進路指導にあたっては、自分の適性や将来設計に基づいた進路を選択できるように男女共同参画の視点に立った幅広い情報提供を行います。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	（平成27年度） 39.4%	49.4%

施策の方向

1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

男女共同参画を阻害する社会制度、慣行等が見直されるよう、さまざまな機会や手段・媒体を活用した広報・啓発活動を展開し、男女共同参画意識の普及を図ります。

特に、長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行が見直され、家事・育児や介護への男性の参画が促進されるよう、啓発を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	（平成26年度） 292人 94.0%	386人 100%

※講座やセミナー等の数（フォーラム等は除く）

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画センターにおける事業者向け講座等の情報発信回数	（平成26年度） 5回	10回以上

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
メディアへの情報提供数	（平成26年度） 88件	113件

- ・ 県男女共同参画センターおよびダイバーシティ社会推進課で男女共同参画に関してメディアへ情報提供を行った件数

施策

- (1) 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様なメディアを活用し、男女共同参画意識の普及を図ります。
- (2) メディアに対して、男女共同参画の視点に立った表現について理解を求めるとともに、メディアの自主的な取組が促進されるよう努めます。
- (3) メディア・リテラシーを高める教育の充実を図ります。
- (4) 性別による固定的役割分担にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。
- (5) 働く場における男女共同参画に関する男性の理解の促進や、経営層への意識の醸成を図るため、企業等に対する広報・啓発活動を展開します。

事業内容等	事業内容	担当部局
	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種メディアへの積極的な情報提供を行います。 ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、事業を通して、直接、県民に男女共同参画についての理解を求め、働きかけを行うとともに、県民の男女共同参画に対するニーズを把握します。 ・県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考える事業を開催します。 ・男女共同参画に関する基本的な考え方について、国の最新動向を常に把握するとともに、パネルやパンフレット等各種啓発資料等を作成します。 ・「男女共同参画週間」（6月23日～6月29日）、「女性に対する暴力をなくす運動期間」（11月12日～11月25日）、「差別をなくす強調月間」（11月11日～12月10日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）等、さまざまな機会を通じて広報活動を展開します。 ・ポスター、パンフレット、チラシなど県の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等の新しいメディアへの対応を含め、男女共同参画意識の普及や人権尊重等について、メディアに対して理解と協力を求めます。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場においてメディア・リテラシーを高める教育に取り組みます。 <p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、「県人権センター」を中心に、県民人権講座の開催や啓発資料の提供など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。 ・地域におけるあらゆる活動が、人権の視点をベースとして展開されていくよう、地域が主体となった「人権が尊重されるまちづくり」活動を支援します。 ・幅広い世代へ男女共同参画について理解を求めめるための啓発を市町等と連携して取り組みます。 <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業登録制度の中で定期的に男女共同参画に関する情報を発信すると 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部ほか全部局</p> <p>全部局</p> <p>環境生活部</p> <p>教育委員会</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>

ともに、登録企業から男女共同参画の取組を情報提供いただき、パネルで紹介します。	
---	--

施策の方向

2 学校等における男女共同参画教育の推進

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を行う中で、児童生徒が男女共同参画について理解し実践できるよう、学校教育等における男女共同参画教育・学習の充実を図ります。

また、進学や就職においても、男女共同参画の視点をふまえた指導を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	（平成26年度） 74.9%	80.0%

- ・ 公立の各幼稚園、小・中・高・特別支援学校において男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合	（平成26年度） 95.5%	100%

- ・ 公立の各幼稚園、小・中・高・特別支援学校において教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導した学校の割合

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	（平成26年度） 38.6%	100%

施策

- (1) 教職員が男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう体系的な研修を計画的に実施します。
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育を推進するための教材を充実します。
- (3) 各教科において、自己の在り方生き方や家庭生活、社会参画について、児童生徒が自ら考える機会を提供するとともに、家庭生活を営むために必要な知識や技術等を学習する教育を行います。
- (4) 学校行事、PTA活動等を活用して、保護者や地域に男女共同参画の理念をさらに広げていくよう取組を推進します。
- (5) 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人びとに対する理解を深めるための教育を推進します。
- (6) 児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するために、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を進めます。
- (7) 理工系分野に関する固定的な性別役割分担意識をなくし、進路選択に資するさまざまな情報を提供することができるよう、教育の充実を図ります。

事業内容等	事業内容	担当部局
	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士や幼稚園教諭等が人権や男女共同参画についての認識を深められるよう、人権等に関する講座を開催します。 ・私立学校の教職員が人権や男女共同参画についての認識を深め、性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育を実施することに対して支援を行います。 ・男女共同参画に関する教育を進めていくために、「県総合教育センター」等において、教職員を対象に研修を実施します。(初任者研修、教職経験者研修、インターネットを活用した研修(ネットDE研修)等) <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画についての理解を深める教育を推進するため、人権学習指導資料等の活用促進を図ります。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等において、男女共同参画の視点に立ち、児童生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します。 ・家庭科等の学習において、児童生徒に、男女が協力して家庭を築いていくことを認識するとともに、主体的に地域社会に参画し家庭や地域の生活を創造しようとする実践的な態度を育みます。 <p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等での研修の充実を図るとともに、PTAの会合等を利用して研修の機会を設け、児童生徒や教職員、保護者などの男女共同参画についての意識を高めます。 <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校において、性的マイノリティのくびとに関する人権に係わる教育を実施します。 <p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行います。 ・児童生徒が、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を身につけられるよう、社会人講師や卒業生等を活用し、小学生から高校生まで発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。 <p>(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のキャリア形成の一助となるよう、理工系分野に関する国等からの情報について積極的な発信に努めます。 	<p>健康福祉部</p> <p>環境生活部</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p>

施策の方向

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、地域で男女共同参画を進めるリーダーの人材を育成します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画センターの講座等への新規参加率	（平成26年度） 56.0%	61.0%

施策

- (1) 社会教育に携わる人びとに対する研修の場を設け、地域の教育力の向上を図ります。
- (2) 地域で男女共同参画を推進する核となるリーダーを養成します。
- (3) 男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるよう、一人ひとりが本来持っている力を引き出すための学習の機会を提供します。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・社会教育委員をはじめとする社会教育関係者を対象に、資質向上のための研修会を開催し、地域における社会教育活動を活性化することにより、県民の学習機会の充実を図ります。	教育委員会
(2) ・男女共同参画の視点を持って活動する人材を地域で養成するための講座を開催します。 ・社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。	環境生活部 環境生活部
(3) ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、一人ひとりが本来持っている力を引き出すことをめざした講座を開催します。	環境生活部

施策の方向

4 国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画に関する国際社会の動向についての理解を深めるため、積極的に情報を収集、発信します。

また、男女共同参画の視点から多文化共生の社会づくりをめざす活動を支援します。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎多文化共生の社会になっていると感じる 県民の割合	(平成27年度) 29.1%	34.1%

- ・ 「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎多文化共生に係るセミナー、研修会等 参加者の理解度	(平成27年度) 97.9%	100%

施策

- (1) 男女共同参画に関する国際的な取組等について、情報収集し、県民に発信するとともに、県の施策に反映するよう努めます。
- (2) 男女共同参画の視点に配慮しながら、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いている多文化共生社会の構築を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・ 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。	環境生活部
(2) ・ NPO等による多文化共生社会づくりをめざす活動を支援します。	環境生活部
・ 多文化共生にかかる啓発を進めるほか、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することができる仕組みの構築に取り組めます。また、県内市町の取組もふまえ、外国人住民等に対する生活の支援に取り組めます。	環境生活部

【基本方向】Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現

【基本施策】Ⅲ-Ⅰ 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、防災活動等について互いに支え合う地域づくりが進められています。
- ・ 自治会等の地域に根差した組織・団体における女性の参画が進むとともに、高齢者や障がい者、外国人等の多様な住民が暮らしやすい社会が実現しています。

【家庭】

- ・ 家族が互いに尊重しあい、一人ひとりがその一員としての責任を果たしながら、協力しあっています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

家庭や地域における男女共同参画を推進するため、市町や企業、関係団体と連携し、男女共同参画フォーラムや各種セミナーを開催するとともに、企業・団体等のニーズに応じた研修の支援や情報発信等を行いました。また、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識が根強く残る男性を対象に、男性の育児参画を内容とした講座等を開催するとともに、災害時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営ができる人材を育成するための講座など、時機に応じたテーマの講座を開催しました。

しかし、平成27年度に実施した「県民意識と生活基礎調査」のなかで、家庭における家事等の役割分担や乳児・就学前の幼児の養育等について、前回調査に比べ徐々に女性の負担軽減が進んでいるとの結果は出ているものの、家庭や地域における男女共同参画は十分進んでいるとは言い難い状況にあります。

今後は、家庭や地域における役割やその負担が男女のいずれか一方に偏ることなく、必要な社会的支援を受けながら男女が協力してその責任を果たし、バランスのとれた生活をおくることができるよう、引き続き社会制度や慣行の見直しに向けた啓発に取り組みます。

【第二期実施計画での取組方針】

家庭・地域における男女共同参画を進めるには、市町等との連携が不可欠であり、各種講座等の開催やパンフレット等による啓発・情報発信にあたっては、必要に応じて意見聴取や情報共有しながら実施するとともに、連携協働した取組ができるよう積極的に働きかけます。

避難所における災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）への対応や女性への配慮をふまえた避難所運営マニュアル策定指針を県内各地域へ水平展開するとともに、地域で活躍できる女性防災人材の育成に取り組みます。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
自治会長の女性割合	（平成26年度） 3. 1%	5. 2%

- ・ 地方自治法第260条の2第1項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（例：自治会、町内会等）の代表者に占める女性の割合

施策の方向

1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

男女が、地域の一員としての責任を果たしながら、自己の選択により、家庭、地域、職場等においてバランスのとれた生活を送ることができるよう支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画センターによる研修等支援回数	（平成26年度） 27回	32回

施策

- (1) 日々の生活における大きな基盤である家庭の大切さについて、社会的気運を高めるための啓発を行います。
- (2) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援につながる啓発を行います。
- (3) 育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用するよう啓発を進めます。
- (4) 認知症の方やその家族が安心して暮らせるよう、専門相談を充実するとともに、地域における支援体制の構築を図ります。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・地域における家庭の大切さについて、フォーラムの開催、パンフレットの作成等を通じて普及・啓発を行います。	健康福祉部
(2) ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、セミナー等の開催により、家庭、地域、職場の良好なバランスを考える機会を提供します。	環境生活部
(3) ・育児・介護休業期間中の生活資金の貸付制度を周知します。	雇用経済部
(4) ・認知症の人やその家族を支援するため、認知症に対する啓発や、早期発見・早期対応に向けた医療・介護の連携、地域での相談体制の整備など、総合的に取組を進めます。	健康福祉部

施策の方向

2 地域活動における男女共同参画の促進

地域において男女共同参画を阻害している慣行の見直しを促進し、男女が共に参画し、相互に助け合うことができる地域社会づくりを支援します。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
自治会長の女性割合	（平成26年度） 3. 1%	5. 2%

- 地方自治法第260条の2第1項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（例：自治会、町内会等）の代表者に占める女性の割合

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
「男女共同参画」を掲げているNPO法人数	（平成27年度） 92法人	101法人

- NPO法人の活動分野に「男女共同参画」を掲げている法人数

施策

- 自治会等の地域における方針決定の場への参画に必要な知識・技術の習得、向上を支援します。
- 住民や市町等の協働により、地域における男女共同参画が促進されるよう啓発を行います。
- 子ども・子育て家庭を支え合う地域社会づくりのためのネットワークを構築し、企業や団体と連携して次世代育成を応援する取組を進めます。
- NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりへの支援、人材育成のための研修等を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。	環境生活部
(2) ・地域における男女共同参画を推進するため、県内各地域の県民と連携、協働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。 ・あらゆる主体の環境保全活動への積極的な参画を推進するため、多様な環境教育の場や機会を提供し、環境分野に男女が共に参画できる機会の確保を図ります。 ・男女共同参画の視点をふまえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していきます。	環境生活部 環境生活部
(3) ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動促進等により、地域社会や企業等で子どもの育ちを見守り、子育て等を支える人材の育成や取組の支援を進めます。	健康福祉部
(4) ・県民が、ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボラ	健康福祉部

<p>ンティアコーディネーターの養成等を実施するボランティアセンター（県・市町）の活動を支援します。</p> <p>・みえ市民活動ボランティアセンターの機能の充実や市民活動に関する情報誌・ホームページの充実等により県民の自発的な社会貢献活動の活発化を支援・促進します。</p> <p>・男女共同参画を含む全ての分野のNPO活動（ボランティア・市民活動）についての情報の受発信を行い、市民活動が活性化するための側面的支援を行っていきます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
--	---------------------------

施策の方向

3 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の地域防災活動において女性の視点が反映されるよう取り組みます。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
女性消防団員数	（平成27年度） 479人	500人

施策

- (1) 防災会議等の政策・方針決定過程に女性の参画が進むよう取り組みます。
- (2) 地域防災の要となる消防団や自主防災組織に女性が参画しやすくなるための取組を進めます。
- (3) 避難所運営に女性の視点が反映されるよう、運営マニュアル策定に関する支援を行います。
- (4) 本県と三重大学が共同で設置した「みえ防災・減災センター」において、防災人材の育成を図るとともに、啓発や調査研究を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進めます。	防災対策部
(2) ・男女が共に参画した自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の確立に向けて、地域で活躍できる人材を養成します。	防災対策部
(3) ・避難所における災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）や女性への配慮をふまえ改訂した、避難所運営マニュアル策	防災対策部

<p>定指針の県内各地域への水平展開を図ります。</p> <p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none">・「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」の人材育成事業において、女性防災人材を育成します。	<p>防災対策部</p>
--	--------------

【基本施策】Ⅲ-Ⅱ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 男女が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせる社会が形成されています。
- ・ 男女が共に将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等に関する希望がかなう社会づくりが進められています。
- ・ さまざまな生活上の困難に直面する人びとに対して、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が十分行われています。特にひとり親家庭へのきめ細やかな支援が行われ、次世代を担う子どもを育む環境が実現できています。

【家庭】

- ・ 家庭内で健康の大切さが共有され、一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組んでいます。

【働く場】

- ・ 企業等において働く人びとの健康の保持や増進への取組が行われ、一人ひとりの状態に応じた配慮が十分行われています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

生涯を通じた健康づくりは、男女がいきいき暮らすために重要であることから「三重の健康づくり基本計画」に基づき、情報の提供や支援体制の整備を行うとともに、「地域の健康づくり研究会」の開催などを通じて、ソーシャルキャピタル（人々の信頼関係や結びつき）を活用した地域の健康づくりに取り組みました。

妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識の習得を目的としたライフプラン教育に取り組んだほか、「県不妊相談専門センター」において医療機関や治療についての電話相談を実施するとともに、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の費用の一部を助成しました。

高齢者や障がい者、ひとり親世帯、外国人住民等、生活上の困難を抱える人々が自立し、安心して生活できるよう、啓発・相談、情報提供、雇用促進や職業訓練機会の提供、バリアフリー化による環境整備を実施し、自立のための生活支援に取り組みました。

がん検診の受診を促すため、県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供と支援に取り組んだ結果、乳がん、子宮頸がん、大腸がんのいずれも検診受診率が向上しています。

こうした取組により、乳がん等の検診受診率が向上し、健康寿命も伸びているものの、目標値には達しておらず、今後も受診率向上等に向けた取組が必要です。特に、乳がんと子宮頸がんは女性特有の疾病であることから、検診受診率の向上に向けた取組を進める必要があります。また、不妊や不育症に悩む夫婦に対する経済的な支援とともに、精神的な負担を軽減するための情報提供や相談体制の充実が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

男女が身体的性差に応じた健康支援をライフステージごとに受けることができるよう取り組みます。また、子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校、家庭、地域等が連携して、健康教育を推進します。

全ての人々の人権が尊重され、安心して生活することができるよう、さまざまな困難を解消、軽減するための取組を進めます。生活困窮者への相談支援や就労準備支援、就労訓練等を実施するとともに、住居確保給付金の支援を行います。

さらに、近年課題が表面化してきた性的マイノリティに関して、当事者等が安心して暮らすことができるよう啓発、相談等に取り組みます。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎健康寿命	（平成26年）	（平成31年）
	男性 78.0歳	男性 78.6歳
	女性 80.7歳	女性 81.1歳

- ・ 国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

施策の方向

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

ライフステージに対応した健康づくりの取組を進め、生涯にわたる男女の健康を支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	（平成25年度）	（平成31年度）
	乳がん 33.4%	乳がん 50.0%
	子宮頸がん51.6%	子宮頸がん50.0%
	大腸がん 30.0%	大腸がん 40.0%

- ・ 乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率（厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」）

施策

- （1）県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、市町や関係団体、NPO等との協働により、普及啓発、環境の整備等を計画的に推進します。
- （2）乳がん、子宮がん等の検診の受診促進等、女性特有の疾患に対する取組を行い、女性の健康づくりを進めます。
- （3）性差に応じた的確な医療を受けることができるよう、情報提供や環境づくりを進めます。
- （4）職場のメンタルヘルス対策が推進されるよう必要な支援を行うとともに、自殺対策についても、計画的に進めます。
- （5）県民の多様化したスポーツニーズに応え、誰もが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
（1） ・ 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、「三重の健康づくり基本計画」に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町や関係団体、NPO等との協働により推進するとともに、職場における健康づくりが推進されるよう、積極的な取組を行っている事業所を公表します。	健康福祉部
・ 市町、事業所、学校、NPO、医師会等の関係機関に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを行います。	健康福祉部
・ 健康づくりに関して、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めた「三重県健康づくり推進条例」に基づき、各種事業を展開します。	健康福祉部

<ul style="list-style-type: none"> ・栄養、運動、たばこなど、身近な健康課題や歯と口の健康づくり、こころの健康づくりなどに対して、より効果的な事業を実施します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・健康的な食生活を確立するため、ライフステージに応じた食育を進めます。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町の地域特性や健康課題の把握に努め、生活習慣病予防に必要なデータの提供などを進めます。 	健康福祉部
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診効果の高い乳がん、子宮頸がん等を重点としたがん検診受診率向上が図られるよう、関係機関の連携により、がん検診の重要性に対する理解を深める取組を実施します。 	健康福祉部
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県広域災害・救急医療情報システム「医療ネットみえ」により、医療機関に関する情報提供を行います。 	健康福祉部
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域全体でうつ・自殺予防対策を進めていくための体制を整備します。 	健康福祉部
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が、地域の拠点施設等で、複数の種目からなる総合型地域スポーツクラブに参加し、活動できるよう、その創設や維持発展のために、指導者育成等の支援を行います。 	地域連携部
<ul style="list-style-type: none"> ・県民に幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践できる場を提供し、生涯にわたり健康でいきいきしたスポーツライフを実現できるよう、「みえスポーツフェスティバル」を開催します。 	地域連携部
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の体育施設を開放し、スポーツの場を提供します。 	教育委員会

施策の方向

2 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい知識の教育や普及のための啓発を行うとともに、安全で安心して子どもを産み育てることができるよう環境整備を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	（平成27年度） 24市町	29市町

施策

- (1) 児童生徒の発達段階をふまえ、性に関する正しい知識等の習得に係る指導の充実を図ります。
- (2) 避妊、性感染症に対する知識等、性に関する正しい情報の普及に向けた啓発を進めるとともに、妊娠・出産や不妊に関する医学的知識の習得が図られるよう、思春期の児童生徒や学生に対する学習機会の場を提供します。
- (3) 妊娠時から出産・育児に至るまで切れ目のない支援体制を構築し、地域の実情に応じた多様な支援を行います。また、周産期医療についても体制の充実を図ります。
- (4) 不妊の悩みを抱える男女に対して、治療に関する情報提供を行うとともに、治療費の助成や不妊専門相談を実施し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。
- (5) 地域において安全で安心して子どもを産み育てることができるよう、産婦人科医師や小児科医師の確保等、体制整備を促進します。また、産婦人科医師との連携を進めるなどして助産師の活用促進を図ります。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校、家庭、地域等が連携して、健康教育を推進します。	教育委員会
(2) ・産婦人科医等の専門家を県立学校へ派遣し、生徒の発達段階をふまえた妊娠・出産の医学的知識等の習得にかかる指導の充実を図ります。	教育委員会
(3) ・市町が妊娠から出産・育児に至る切れ目のない母子保健サービスを実施できるよう、「健やか親子いきいきプランみえ」の取組を通じ、市町の母子保健体制の整備に向けた支援を行います。 ・妊娠から出産、乳幼児に至るまで継続的な支援ができるよう、医療および保健等関係機関の連携強化を図るとともに、周産期医療体制の整備を進めます。	健康福祉部 健康福祉部
(4) ・不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「県不妊専門相談センター」において医療機関や治療についての情報提供や相談を行うとともに、「特定不妊治療費助成事業」等により、治療費の一部を助成することで経済的な負担の軽減を図ります。	健康福祉部
(5) ・へき地等で勤務する医師および小児科、産婦人科など医師の不足・偏在解消に向けた取組を進めます。 ・医療機関等に勤務する看護師や助産師を確保するため、再就業の促進、病院内保育に対する支援、新卒の看護師等の定着促進等に取り組みます。	健康福祉部 健康福祉部

施策の方向

3 自立のための生活支援

ひとり親世帯等に対する貧困防止の対策を進めるとともに、高齢者、障がい者、性同一性障害等、さまざまな生活上の困難に直面する人びとに対する支援を充実します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎相談支援事業における支援件数 （障がい者の相談支援）	（平成26年度） 55,836人	60,757人

- ・ 県が県内9圏域で実施する、就業・生活支援、児童療育相談事業及び専門性が高い、重症心身障がい児（者）相談支援、高次脳機能障がい者生活支援、自閉症・発達障がい者支援事業により支援を行った延件数

施策

- （1）障がい者の職業訓練を実施し、一般就労に向けた支援を行うとともに、地域で生活できるような暮らしと生活の場の確保を図ります。
- （2）若年層の安定的な就労や高齢者の就労機会の拡大に向けた支援を行います。
- （3）母子・父子家庭に対する就業支援や子育て支援、経済的支援等を計画的に推進し、ひとり親世帯の貧困等からの自立を支援します。
- （4）高齢者の見守り等に関する市町や住民等の取組を支援し、地域での支え合いの体制づくりを促進します。
- （5）ニート、引きこもり等困難な状況に置かれた若者の自立に向けた取組を推進します。
- （6）性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人びとに対する支援につながるよう、啓発や相談を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
（1） ・ 在宅の障がい児（者）に居宅生活支援（ホームヘルプ、児童通所支援、短期入所）を実施する市町に対し、補助を行います。	健康福祉部
・ 重症心身障がい児（者）に日常生活動作、運動機能訓練、療育を行い、運動機能等の低下を防止し、在宅の福祉の増進を図ります。	健康福祉部
・ グループホームの設置を促進し、障がい者が地域で生活ができるように環境整備を図ります。	健康福祉部
・ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所等を整備することにより、一般就労を希望する障がい者を支援します。	健康福祉部
・ 各障害保健福祉圏域において、就業・生活支援等の広域的な相談支援を実施するとともに、専門性の高い重症心身障害児（者）等の相談支援を行います。	健康福祉部
・ 障がい者の就労を支援すべく就労サポート事業、県庁舎における職場実習事業、共同受注窓口事業、社会的事業所事業を行います。	健康福祉部

<ul style="list-style-type: none"> ・補装具の修理・交付、給付等を実施する市町に助成します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の就職を促進するため、就職を目的とした職業訓練を民間企業等への委託実施により、職業訓練機会を提供します。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を対象にOA事務等に関する職業訓練を実施し、就業を支援します。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする子どもたちへ適切な指導と必要な支援を行うため、個別の指導計画の作成と活用を進めるとともに、パーソナルカルテを活用した支援情報を引き継ぎ、一貫した支援を行います。 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒が企業就労できるよう、生徒本人の適性に応じた職種・業務と必要な支援方法を企業に提案する形の職場開拓を行うとともに、企業・関係機関と連携し、障がい者雇用の促進を図ります。 	教育委員会
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がスムーズに就労できるよう、関係機関と連携して就職面接会を開催します。 	雇用経済部
<ul style="list-style-type: none"> ・若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点とし、関係機関と連携して、企業情報や求人情報の提供、職業相談、職業紹介、各種就職支援セミナー、就職面接会等の総合的な就業支援サービスを提供します。 	雇用経済部
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員を設置し、母子家庭の母および寡婦等に対し、身上相談に応じ、自立に必要な支援を行います。また、父子家庭に対しても必要な支援を行います。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭および寡婦が安定した生活を営むことができるように、必要な資金の貸付や相談等による支援を行うとともに、就労支援対策を実施し、自立の促進を図ります。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子・父子家庭または寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護および保育等を行います。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、母子・父子家庭に対する相談支援体制、医療費の助成などの経済的支援策、養育費の確保策等の総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・「県生活相談支援センター」において、生活困窮者への相談支援を行います。また、就労が見込まれる者については、就労準備支援事業、就労訓練事業を実施するなど、生活困窮者の就労支援を行います。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・住居を喪失した、もしくは喪失するおそれのある生活困窮者であり、収入・資産など一定の要件を満たす者について、住居確保給付金の支給を行います。 	健康福祉部

<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の入居抽選にあたって、母子・父子世帯、DV被害者、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。 	<p>県土整備部</p>
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者が地域社会における支え合いや生活支援サービスの担い手として活躍できるよう、地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとする高齢者団体を支援します。 	<p>健康福祉部</p>
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの予防や長期化の防止に向け、相談体制の充実、合同研修会の開催などにより関係機関との連携を強化します。 	<p>健康福祉部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設入所児童に対し、児童相談所と施設が協議しながら自立支援の視点に立った指導の充実を図ります。 	<p>健康福祉部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設、母子生活支援施設等に心理療法職員を配置し、入所児童等の心のケアを行います。 	<p>健康福祉部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・就職等の自立に課題をかかえる若者無業者に対してNPO等の支援機関と連携して包括的な支援を行います。 	<p>雇用経済部</p>
<p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティの人びとが安心して暮らすことができるための啓発、相談等を行います。 	<p>環境生活部</p>

施策の方向

4 自立を促進する環境の整備

高齢者や障がい者、外国人住民等が安全で安心して暮らすことができるよう、生活環境等の整備を推進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎「おもいやり駐車場」の登録施設数	（平成26年度） 1, 961施設	（平成31年度） 2, 160施設

施策

- (1) 県内の官公庁施設や商業施設等、不特定多数の人が利用する公共的施設において、段差の解消や階段の手すり設置等のバリアフリー化を推進します。
- (2) 「パーソナルバリアフリー基準」に基づき、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者、外国人も安心して訪問できる観光地づくりを進めます。
- (3) 障がいの有無に関わらず希望する学校に通学できるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- (4) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。
- (5) 男女が多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供の取組を進めます。
- (6) 高齢者等が悪質商法をはじめとする消費者被害に遭わないよう、研修会の実施や情報提供等の対策を推進します。

- (7) 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳の人材育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組めます。

事業内容等	事業内容	担当部局
	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存県営住宅の床段差解消など福祉型改善を行います。 ・ 各地域庁舎以外の県有施設についても、施設管理者に働きかけを行い、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準により対策を実施します。 ・ 住宅のバリアフリー化等を促進するため、バリアフリー分野のアドバイザーを養成し人財バンクに登載することや情報提供を行います。 ・ 高齢者向け、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅について、民間事業者や市町に対して働きかけ等を行い、居住水準の向上をめざした公的住宅の供給を促進します。 	<p>県土整備部</p> <p>県土整備部</p> <p>県土整備部</p> <p>県土整備部</p>
	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者をはじめ、全ての人が安心して三重県内を旅行していただくため、パーソナルバリアフリー基準の考え方にに基づき、観光施設等のバリアに関する情報を充実し、提供していきます。 	<p>雇用経済部</p>
	<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校の施設について、学校施設整備方針に基づきバリアフリー化を進めます。 	<p>教育委員会</p>
	<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな主体によるネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。 ・ ユニバーサルデザインに配慮された商業施設や公共施設などが安全・快適に利用されていることをめざします。 	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p>
	<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女が多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーカーの設置など、ソフト・ハード両面での環境整備を促進します。 	<p>環境生活部ほか 全部局</p>
	<p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活に関する研修会の実施や情報提供により、高齢者等の消費者被害の防止対策を進めます。 	<p>環境生活部 警察本部</p>
	<p>(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療通訳の育成のための研修の実施、災害時の外国人住民等への支援体制の整備、消費者被害防止のための研修会の開催等、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援を、市町や各種団体等と連携を図りながら進めます。 	<p>環境生活部</p>

【基本施策】Ⅲ-Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透しています。特に被害の多くを占める女性に対する暴力について、その防止に向けた相談・支援体制が確立されています。
- ・ 男女間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、若年層における交際相手からの暴力のない社会づくりが進められています。

【家庭】

- ・ 配偶者等や親からの暴力が根絶され、家庭が互いにその人格を尊重しあって生活できる環境が実現しています。

【働く場】

- ・ 働く場において、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、働く男女が互いの人格を尊重して、対等な関係づくりができています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向け、セミナーやシンポジウムの開催、DV相談先カードの作成・配置や若年男女間の暴力（いわゆるデートDV）防止パンフレットの配布等を市町や関係機関と連携しながら行いました。また、関係機関相互の情報共有や連携強化のため、「配偶者からの暴力防止等連絡会議」や「地域配偶者暴力防止会議」を開催するとともに、相談員や担当者の資質向上のための研修会、心理専門職員や医師による被害者の相談等支援を行いました。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー等の女性に対するあらゆる暴力と人権侵害を防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に県内24か所で街頭啓発を実施し、基本施策の目標値を達成しました。

しかし、県男女共同参画センター「フレンテみえ」が平成24年度に高校生等を対象に実施したアンケート結果によると、交際経験のある高校生等の約4人に1人がデートDVの被害経験があったことから、若年層に対する啓発の充実とともに、教職員に対する一層の理解の促進に向けた取組が必要です。

近年、DV被害の相談件数が2,000件前後で推移していることや、平成27年度に実施した「県民意識と生活基礎調査」では、DV被害者のうち「だれにも相談・連絡していない人」の割合が、前回調査より5.3ポイント増加するなど、引き続きDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発等の取組が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

DV、デートDVをはじめとしたあらゆる暴力の防止やセクシュアル・ハラスメントの排除等に向けて、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに、性暴力・性犯罪を含めたDV被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

性犯罪・性暴力の被害者が相談しやすい総合的な支援体制（ワンストップ支援センター）において、関係機関や団体等と連携した相談、支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図ります。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	（平成26年度） —	61団体

施策の方向

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

配偶者等からの暴力を許さないという意識の浸透を図るため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握するとともに、啓発を行います。

また、被害の潜在化を防ぐため、相談支援窓口の周知徹底を図るとともに、相談支援体制を充実し、関係機関の連携強化等により、切れ目のない被害者支援を進めます。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
配偶者からの暴力防止等連絡会議等の情報交換の場	（平成26年度） 1回	3回

施策

- (1) 関係機関相互の連携組織を通じて、発見、通報のための環境づくり、相談、援助体制の強化を図ります。
- (2) 関係機関と連携して、犯罪被害者やその家族に対する支援を行います。
- (3) あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するため、各種広報手段を活用して相談窓口や支援制度等の周知・啓発を図ります。
- (4) 性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握するため、調査を実施します。
- (5) 相談機関および関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。
- (6) 被害者の安全と意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。
- (7) 加害者更生プログラムについて、再発防止のため、国等における調査研究状況の把握に努め、有効性も勘案し、施策への反映を検討します。
- (8) セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について啓発を行います。
- (9) 行政機関や学校等教育機関において、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・三重県犯罪被害者支援連絡協議会の活性化を図るなど、支援機関相互の連携、強化に努めます。	警察本部
(2) ・犯罪被害者支援のための民間支援団体「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」等の関係機関・団体と連携し、被害者やその家族に対する支援を展開するとともに、各種講習会、研修会を通じて関係機関・団体とのさらなる連携強化を図ります。	警察本部

<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力防止セミナー」等の開催を通じて、DV、デートDVをはじめとするあらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、許されないものであるという意識の浸透を図るとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、県男女共同参画センター「フレンテみえ」と県内市町が連携し、パープル・ライトアップおよびパープルリボン活動に関する展示などを行います。 ・各種広報誌やポスター、パンフレット等をはじめ、さまざまな媒体を活用して相談窓口の利用促進や各種支援制度に関する情報提供を行います。 ・県警だより、ミニ広報誌等の警察広報媒体のほか、各種広報媒体を活用し、相談窓口の紹介や利用促進、各種支援制度に関する情報提供など県民への広報・啓発活動を行います。 ・各種広報媒体（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）を通じ、DV被害の届出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>健康福祉部 環境生活部</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部</p>
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県民意識調査」等により、性別に基づく暴力等の現状把握に努めます。 	<p>環境生活部</p>
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談や支援に携わる職員の能力向上を図るため、職場における研修を充実させるとともに、各種研修会等への参加を促進し、専門知識・技術の習得に努めます。また、二次被害の防止に向け、人権擁護機関と密接な連携を図りながら、研修の充実に努めます。 ・人権に配慮した相談対応ができるよう民間相談機関相談員および行政相談機関相談員が互いに交流する機会を設けるとともに、スキルアップを図るための研修会を開催し、地域住民の身近な人権相談に対応できるよう、人権相談体制の充実に努めます。 	<p>健康福祉部 環境生活部 警察本部</p> <p>環境生活部</p>
<p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。 	<p>警察本部</p>
<p>(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者更生プログラムについて、国や他都道府県の状況把握に努めます。 	<p>健康福祉部</p>
<p>(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県人権センター」において人権相談を実施するとともに、人権相談ネットワーク会議を設け、人権相談に係る意見、情報の交換や連絡調整 	<p>環境生活部</p>

<p>などの連携を図ります。</p> <p>(9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントを防止するために、インターネットを活用した研修（ネットDE研修）などにより、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを行います。 ・「県総合教育センター」において、児童生徒や教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメントに関する相談を行います。 	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p>
--	---------------------------

施策の方向

2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進

保健・福祉・医療・警察等関係機関の連携を図り、市町をはじめとした各地域における配偶者等からの暴力防止対策の推進を図ります。

また、一時保護委託等の被害者の保護体制、その後の心理的支援をはじめとする自立支援のための体制づくりを進めます。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	（平成27年度） 45.8%	50.8%

施策

- (1) 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、プライバシー保護に十分配慮しながら相談や心理的支援、被害者およびその家族の一時保護、情報提供、通訳体制等の機能を充実させるとともに、総合的な調整機能を強化します。
- (2) 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、医療機関、市町等関係機関相互の通報連絡体制を強化し、被害者の安全確保を図りながら、必要に応じて一時保護、施設入所等の支援、加害者対応を行います。
- (3) 配偶者等からの暴力の被害者が、相談・支援先の情報を容易に入手できるよう周知を図ります。
- (4) 児童虐待に関して、福祉事務所、児童相談センター、警察等、関係機関相互の連携を強化し、配偶者等からの暴力との関連性をふまえた総合的な対応を実施するとともに、被害者等の自立支援を行います。
- (5) 相談機関の相互の調整を図りながら、研修、情報交換等を行い、各相談窓口の機能強化につなげます。
- (6) 関係機関と連携して若年層におけるデートDVの相談体制の整備を進めるとともに、若年層を対象とした啓発等の取組を推進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県女性相談所」を「県配偶者暴力相談支援センター」として位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的な技術支援を行います。また、県男女共同参画センタ 	健康福祉部

<p>ー「フレンテみえ」等、他の相談機関等との連携を強化します。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害に対応するため、「県女性相談所」や各福祉事務所へ女性相談員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行うとともに、資質向上のためのDV専門研修を行います。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・「県女性相談所」に配置されている精神科医師・心理判定職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者による暴力の被害者など緊急に保護を要する女性を一時保護し、身柄の安全を確保します。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍DV被害者に対し、通訳を確保し迅速な相談支援を行います。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第5次計画」について、関係機関と調整のうえ、推進していきます。 	健康福祉部
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の住居確保に向けた支援、「県母子家庭等就業自立支援センター」における就業支援などの自立支援を行います。また、被害者がおかれている状況に応じて、生活保護制度や福祉貸付資金等の各種自立支援施策の適切な運用を行います。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉事務所に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。 	健康福祉部
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者に気づかれずに相談機関を利用できるよう配慮した名刺サイズのDV相談先カードを配布し、相談機関の周知に取り組みます。 	環境生活部
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVと児童虐待との関連を重視し、被害者および子どもの最善の利益のため、「県女性相談所」と各児童相談所の連携をより強化することにより、総合的な支援を行います。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利を守るため、各児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町に要保護児童・DV対策協議会を設置し、子どもへの支援体制の整備・強化を図ります。 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体と連携し、児童虐待の被害少年やその保護者等に対する支援を行います。 	警察本部
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県配偶者暴力相談支援センター」の設置など、市町におけるDV対策が促進されるよう、会議、研修等を実施することにより市町を支援し 	健康福祉部

<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県人権センター」において、人権問題に係る電話相談、面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を行います。 ・「配偶者からの暴力防止等連絡会議」等の場において、保護命令等に関する情報交換を実施します。 <p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止に向け、教職員が正しい知識を習得する機会を設けるとともに、児童生徒に対する意識啓発を行います。 	<p>環境生活部</p> <p>警察本部</p> <p>健康福祉部 教育委員会</p>
---	---

施策の方向

3 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

性犯罪、性暴力、ストーカー等に対する対策を推進します。
特に性犯罪や性暴力の被害者が早期に心身の回復を図れるよう、総合的に支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	（平成26年度） —	61団体

施策

- (1) 犯罪被害者等早期援助団体が行う犯罪被害者やその家族等へのサポート等の活動を支援します。
- (2) 関係機関・団体等と連携したワンストップの相談窓口により、性犯罪や性暴力の被害者が早期に心身の回復を図れるよう支援します。
- (3) 犯罪のない安全で安心な社会をめざし、子どもや女性の安全の確保等の取組を進めます。
- (4) 性犯罪、ストーカー等についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。
- (5) 性犯罪等の女性被害者に対して、「女性被害捜査員」の対応が可能となるよう、継続的な育成を図ります。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等早期援助団体が開催する研修会への職員派遣を行うなど、支援要員の育成に努めるとともに、被害者支援に関する情報提供等を積極的に行います。 	警察本部
<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力の被害者が相談しやすい総合的な支援体制（ワンストップ支援センター）において、関係機関や団体等と連携した相談、支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図ります。 	健康福祉部 環境生活部 警察本部

<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害による妊娠や性感染症等に対して不安を抱える被害者等に対して、適切な対処方法等に関する情報提供を行うとともに、警察と連携して被害者のケアに当たることができる警察医の紹介、女性警察官による病院への付添い等を行い、被害者の動揺を和らげ、不安や悩みの払拭をサポートします。 	<p>警察本部</p>
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めます。 	<p>健康福祉部 警察本部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」に基づき、県民等さまざまな主体との協創により、子どもや女性の安全の確保等の取組を進めます。 	<p>環境生活部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な公共空間を確保するため、関係機関・団体等と連携し、街頭防犯カメラや防犯灯など、犯罪抑止インフラの整備・拡充を図ります。 	<p>警察本部</p>
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売春防止法に基づき、「県女性相談所」において福祉制度の情報提供や相談助言を行うとともに、婦人保護施設への入所決定等により自立に向けた支援を行います。 	<p>健康福祉部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー事案に対し、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性に応じた検挙措置等による加害行為の防止や被害者等の保護対策を徹底します。 	<p>警察本部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・少年相談等を通じて被害少年の早期発見に努めるとともに、児童の性的搾取等に対する取締りの強化と被害少年に対する継続支援を行います。 	<p>警察本部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関との人身取引問題に係る情報交換、施策についての協議等を実施し、効果的かつ円滑な施策の推進を図るとともに、人身取引被害者の保護およびそのブローカー等の取締りを推進します。 	<p>警察本部</p>
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者等の心情に配慮し、適切な対応ができるよう女性警察官を中心とした教養等を実施し、能力向上を図ります。 	<p>警察本部</p>